

経営者の力になります！

経営安定特別相談

頑張っている
経営者を
応援します

長崎県の経済はいまだ完全に回復したとはいえない状況です。県内の中小企業経営者は大なり小なり悩みを抱えていると思います。そんな時はできるだけ早く経営安定特別相談をご利用ください。今以上に傷口を広げずにすむように、親身になってご相談に応じます。是非一度ご利用になってください。

長崎県商工会連合会

経営安定特別相談事業は経営上の悩みを解決します！

ご相談は
できるだけお早めに。

まだなんとかなる…もう少しガンバレば…と、事業を続けているうちに、事態はより深刻になり、傷口を大きく広げていることが少なくありません。不幸にして経営が不振に陥ったときは、「早期に適切な手を打つ」ことが倒産を防ぐ重要なポイントです。受注・販売の不振、手形の決済など経営の先行きに不安が生じたら、できるだけお早めにご相談ください。

ご相談は
秘密厳守いたします。

ご相談に当たっては、ご相談の内容はもちろん、ご相談のお申込みについても秘密は厳守します。

ご相談の
費用は無料です。

ご相談についての費用は全て無料です。ただし、民事再生、自己破産などの法律手続きを弁護士に委任す

お近くの商工会まで
お気軽にご相談ください。

こんな悩み ありませんか？

仕事の受注量が
減ってきた。
不振の状態が
長引きそうだ。

債権回収の
法的手続きを
とりたい。

赤字が解消
されない。
思いきった
改善策を考えたい。

融資により
経営不振を
切りぬけたい。

取引先が
倒産して
経営に大きく
ひびいている。

経営安定特別相談室では
中小企業の倒産を防止するための、
あらゆるご相談に応じています。

早めの相談が経営安定のカギ!!
どうぞお気軽に。



STEP 1 お近くの 商工会へ 相談申込み

電話での申込み
来会での申込み



STEP 2 ご相談 内容の検討

経営・財務内容の把握と分析
倒産防止の対応策の検討



STEP 3 対応策の 提案

債権者等関係者への協力要請
円滑な整理方法への助言
法的手続等の指導・助言



経営安定特別相談事業とは…

目的

倒産の恐れのある中小企業から事前の相談を受けて、経営的に見込みのある企業については関係機関の協力を得て再建の方途を講じ、また、倒産防止が困難とみられる企業については円滑な整理を図ることにより、企業倒産に伴う地域の社会的混乱を未然に防止することを主な目的としたのが、この経営安定特別相談事業です。

ご相談の窓口は

中小企業の倒産を防止するためのご相談については、全国の47都道府県商工会連合会と232の商工会議所の合計279ヶ所にそれぞれ設置されている「経営安定特別相談室」または「倒産防止特別相談室」で受け付けています。

長崎県商工会連合会管内では長崎県商工会連合会に設置しております「経営安定相談室」へ、最寄りの商工会を通してお申し込みください。

相談室の構成

相談室では、商工調停士を中心に弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士等各分野の専門家により構成され、万全の体制で皆様のご相談に応じています。

■お申込みにあたって

相談室では、お申込みにあたっては、危機に陥った経緯など具体的な相談内容を聞かせていただくと共に、今後の相談・指導の参考にさせていただくため、必要な資料の提出をお願いします。また、ただちにご都合の良い相談日を伺い、この相談について商工調停士を中心とした相談室の対応・体制を整えます。

■商工調停士とは…

商工調停士とは「経営安定特別相談室」または「倒産防止特別相談室」において、中小企業の倒産に係わる諸問題の円滑な解決のために相談・指導を統括するのがその職務です。商工調停士は、都道府県商工連合会会長または商工会議所会頭よりその職務を委嘱されています。

■対応策の検討

ご相談を受けますと、相談室では、商工調停士を中心に弁護士、中小企業診断士等の専門スタッフが、相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い、倒産防止の対応策を検討します。



あなたの企業の「元気度」は？

元気度
チェック!!
Check

自社の経営状態について定期的に自己診断を行い症状の把握と体力増強に努めることが重要です。

各項目の○の数をチェックしてください。

1.利益低下(赤字)

売上げ(受注・客数・客単価)が、だんだん減ってきた。	○
金利がだんだん増えてきた。	○
貸倒れがだんだん増えてきた。	○
稼働率(人・物・設備の流れ)が低下してきた。	○
アラ利益率が低くなってきた。	○
経費がだんだん増えてきた。	○

2.資金繰り悪化

借入金がだんだん増えてきて返済がきつくなった。	○
支払手形、売掛金の支払いをジャンプしてもらったり、引き延ばすようになった。	○
売掛金の回収が遅れたり、受取手形の不渡りが生じた。	○
従業員の賃金等の支払いが遅れてきた。	○
借入金のために常に銀行等に出向くようになった。	○
源泉税・社会保険料の支払いが、だんだん遅れてきた。	○
小額でも高利の金や融通手形で資金調達をしたくなった。	○

3.借金過多(原因)

売掛金以外の債権の回収不能による借入れがある。	○
過大な設備投資による借入れがある。	○
赤字が出た時の借入れがある。	○
在庫過大による借入れがある。	○
売掛金回収の遅れ、受取手形の不渡りによる借入れがある。	○

要注意!

経営持続困難

- 振出手形の所持人が買戻をさせられた。
- 資金調達のため粉飾決算を行った。
- 主力銀行および政府系中小企業金融機関から資金調達ができなかった。
- 能力のある従業員がやめていく。
- 高利の資金を調達した、融手を乱発した。

あなたの企業の「元気度」は？

体力低下



経営状態に体力の低下が表れています。折りをみて経営の見直しを。

各項目に○が1~2個

補給不足



経営状態に体力の補給不足が表れています。すみやかに経営の見直しを!

各項目に○が3~4個

体力消耗



体力が激しく消耗しています。ただちに補給を!!

各項目に○が5個以上

危険信号点灯!

早期相談



適切な処置が必要です。ただちに相談ください。

早めの相談が必要

●自己診断結果は、いかがでしたか。何か不安を感じたら、このチェックリストをご持参のうえ、お近くの相談室へお越しください。

企業経営の
切り札!

愛称

経営セーフティ共済

(中小企業倒産防止共済制度)のお勧め

不測の事態の
資金手当て

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。制度の変更ではありません。

取引先の予期せぬ倒産!!

そんなときでも慌てず

ここがスゴイ!

倒産した取引先との商取引の
確認だけで借入れができます。

- 掛金10倍の範囲内で被害額相当額まで(最高限度: 3200万円)
- しかも、無担保・無保証人
- 銀行等の融資とは根本的に違います
- 迅速に借入れができます
- 通常、18日以内で貸付が実施されます

最近の大型倒産の貸付請求では
平均13日間で貸付されています。

税制面のメリットを活かすと

企業経営にも有利!

ここがスゴイ!

利益がでている企業は、節税しながら
強固な経営基盤が確保できます。

- 掛金は経費算入できます

1年以内の前払いも算入できます

- 掛捨てではありません

貸付を受けなければ、掛金が返還されます

40月以上掛金を納めていれば、
任意解約しても掛金全額が戻ります。

国が法律に基づいて実施している共済制度

31万社の中小企業の方が中小企業倒産防止共済制度に加入頂いております。



長崎県商工会連合会

〒850-0031 長崎市桜町4-1(長崎商工会館8階)

TEL.095-824-5413・FAX.095-825-0392

Email:info@shokokai-nagasaki.or.jp

http://www.shokokai-nagasaki.or.jp

県北支所

〒857-0043 佐世保市天満町1-27(長崎県県北振興局天満庁舎6階)

TEL.0956-24-7185・FAX.0956-24-6281